



第59回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2024年12月25日(水曜日) 午前10時
受付開始 午前9時

場 所

岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11
じゅうろくプラザ 5階 中会議室1
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議 案

議案 剰余金処分の件

目 次

株主の皆様へ	1
第59回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	4
事業報告	5
連結計算書類	24
計算書類	36
監査報告	44

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会招集ご通知をご提供するにあたり、ご挨拶申し上げます。

「令和6年能登半島地震」及び同地域における豪雨災害により、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

当社グループは、創業者の確立した「匠」の技術や地球環境に配慮した「人と自然が共生できる」造園技術による造園を社会の皆様へ提供することを使命としております。すなわち、それら造園を見る方に対しては、美しい景観と感動を、そこで生活される方には潤いのある日常や高い資産価値を、地域社会にとっては、地球環境の保全と復元といった高い付加価値を生み出すことであります。また、そのような高付加価値の造園を拠点のある中部、関西及び関東の各エリアだけでなく、広く社会全般にご提供することにより、更なる企業価値の向上に挑戦してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2024年12月
代表取締役社長 山田 準

株 主 各 位

証券コード 1438
2024年12月6日
(電子提供措置開始日 2024年12月4日)
岐阜市茜部菱野四丁目79番地の1

株式会社岐阜造園

代表取締役社長 山田 準

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、本招集ご通知（書面）のご送付と併せて、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっております。本招集ご通知（書面）の内容について、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所（東証）ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.gifu-zohen.co.jp/ir/news/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「岐阜造園」または「コード」に当社証券コード「1438」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年12月24日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年12月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11 じゅうろくプラザ 5階 中会議室1 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第59期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第59期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）計算書類報告の件 決議事項 議案 剰余金処分の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権の行使についてのご案内



**株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合**

- ▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。



**書面により
議決権を行使していただく場合**

- ▶ 議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年12月24日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

株主総会参考書類

議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円 総額は48,633,195円
なお、中間配当金として1株につき金15円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金30円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年12月26日といたしたいと存じます。

以 上

事業報告

(自 2023年10月 1 日)
(至 2024年 9 月30日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症へ移行し、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加等により景気は緩やかな回復基調で推移するものの、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の緊迫化に伴う資源・エネルギー価格の高騰、欧米諸国での金融引き締めに伴う大幅な為替変動等、景気に対する先行きは不透明な状況が継続しております。

建設業界においては、公共建設投資については、防災・国土強靱化等を背景に底堅く推移しており、民間建設投資については、民間企業の設備投資意欲の上昇により持ち直しの傾向にあります。しかしながら、建設資材価格の高騰や建設業就業者数の減少及び高齢化はいっそう深刻化しており、予断を許さない状況が継続しております。

このような状況の下で、当社グループは、働き方改革を推進しつつ、積極的な人材の確保や社員の教育プログラムを推進し、事業規模の継続的拡大に努めてまいりました。受注状況に関しては、大手住宅メーカーとの業務提携による協力関係のさらなる強化を図り、受注案件の大型化や共同プロジェクトの増加に繋がっており、また関東地区を中心に大規模な都市開発案件や商業施設の緑化案件等の受注が増加するなど、順調に推移しております。売上・利益に関しては、中部地区の大型リゾート施設の完工、大手住宅メーカーとの共同プロジェクトによる集合住宅や住宅分譲地開発の進捗、そして関東地区の大型商業施設や関西地区の医療施設の造園緑化工事の進捗等により、順調に推移しております。

なお、当社グループの主要な事業は造園緑化事業であります。対象とする物件により、「ガーデンエクステリア」※1と「ランドスケープ」※2に区分しております。

※1 「ガーデンエクステリア」には、主に、戸建、集合住宅における門・塀・庭園を用いた建物周辺の美しい景観構築に関する工事であります。受注の形態としては、当社グループが消費者より直接受注するもの、大手住宅メーカーが受注した住宅建設工事に協力会社として参画するもの及び不動産デベロッパー等が企画した分譲住宅・集合住宅の造園緑化工事を協力会社として請け負うものがあります。

※2「ランドスケープ」には、主に、官公庁からの、庁舎・学校等の建物における緑化工事、公園の設計施工・指定管理及び街路樹のメンテナンス等が該当します。また、民間からは、商業施設、工場、リゾートホテル、ゴルフ場、飲食店、ショッピングモール、温浴施設、住宅マンション、私立学校、病院、介護施設等の造園緑化工事が該当します。受注の形態としては、当社グループが直接受注するものと、建設会社が受注した工事の造園緑化工事を協力会社として請け負うものがあります。

<ガーデンエクステリア>

ガーデンエクステリアに関しては、売上高は2,900,272千円（前連結会計年度比3.3%増）となりました。当連結会計年度においては、大手住宅メーカーとの協力関係のさらなる強化を図り、前連結会計年度よりも高価格帯の戸建及び集合住宅の外構造園工事の完成引き渡しが増加しております。また、消費者との直接取引に関しても、同様に高価格帯の外構造園工事の受注に努めており、その結果、前連結会計年度よりも戸建住宅向けの高価格帯の外構造園工事の完成引き渡しが増加しております。

<ランドスケープ>

ランドスケープに関しては、売上高は2,298,404千円（前連結会計年度比4.7%増）となりました。当連結会計年度においては、民間施設の大型商業施設を中心に、受注活動を進めた結果、官公庁からの受注に関しては、前連結会計年度並みでありましたが、民間からの受注に関しては大型の造園緑化工事である南アルプス地域活性化施設、大型リゾート施設開発に伴う植栽工事の完成引き渡し及びカナダバンクーバーにおける大規模体験型農園に関する設計監理案件についても完成したことから、増加しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は5,198,677千円（前連結会計年度比3.9%増）、営業利益は447,218千円（同14.6%増）、経常利益は455,947千円（同14.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は340,464千円（同14.0%増）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は81,132千円であります。その主なものは、当社事業用駐車場の取得であります。その投資額は54,997千円であります。また、当社基幹システム構築のため10,179千円の投資があります。

③資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 56 期 (2021年 9 月期)	第 57 期 (2022年 9 月期)	第 58 期 (2023年 9 月期)	第 59 期 (当連結会計年度) (2024年 9 月期)
売 上 高 (千円)	4,309,677	4,851,854	5,002,157	5,198,677
経 常 利 益 (千円)	345,003	369,958	398,664	455,947
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	221,084	247,071	298,748	340,464
1株当たり当期純利益 (円)	69.02	77.13	93.25	105.84
総 資 産 (千円)	4,263,803	4,477,861	4,695,863	5,294,131
純 資 産 (千円)	3,061,094	3,268,142	3,526,542	3,820,625

(注) 1. 当社は、2021年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第56期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第57期の期首から適用しており、第57期から第59期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 56 期 (2021年 9 月期)	第 57 期 (2022年 9 月期)	第 58 期 (2023年 9 月期)	第 59 期 (当事業年度) (2024年 9 月期)
売 上 高 (千円)	3,414,843	3,937,321	4,136,829	4,257,145
経 常 利 益 (千円)	323,846	367,349	385,479	423,990
当 期 純 利 益 (千円)	207,191	247,283	290,438	303,721
1株当たり当期純利益 (円)	64.68	77.20	90.65	94.42
総 資 産 (千円)	3,847,630	4,087,840	4,291,567	4,808,287
純 資 産 (千円)	2,834,775	3,044,109	3,290,417	3,545,953

(注) 1. 当社は、2021年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第56期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第57期の期首から適用しており、第57期から第59期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社景匠館	58,500千円	100.0%	住宅団地の公共緑地及び戸建住宅の庭園・外構工事の設計・施工及びメンテナンス

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、インフレの継続による実質賃金の低下による消費の低迷、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、中東情勢の緊迫化などの地政学上のリスクを背景とした資源・エネルギー価格の高騰による資材コストの上昇など、経営環境を下押しするリスクが多い状況にあると認識しております。建設業界においては、内需を中心に緩やかに回復傾向にあるものの、資材価格の高騰による収益環境の悪化、時間外労働の上限規制による人材不足や高コスト化が懸念されます。また、住宅に関しては、最終消費者の価値観の多様化、気候変動による自然災害の激甚化、長期優良住宅や省エネ住宅への需要から、商品自体は高付加価値のものが好まれる反面、建築コストの上昇や土地価格の高騰もあり、経営環境は不透明な状況にあります。

当社グループは、そのような状況の中、以下の項目を優先的に対処すべき事業上の課題として取り組んでまいります。

①人材の確保、育成及び技能の伝承

当社グループが行う造園緑化事業では、設計や施工に関する技術は専門性が高く、熟練を要するため、一朝一夕では習得することが困難です。しかしながら、顧客に求められる品質・納期・価格を達成するためには、より多くの技術者を擁し、技術力を一層向上させることが必須であります。このため、今後の事業展開においては、優秀な人材の確保、育成及び技能の伝承が重要な課題となります。

採用に関しては、優秀な人材という点においては、新卒・中途採用ともに業種を超えた競争状態にあります。このような状況において、当社では、主要な高校や大学へ定期的に訪問し、当社の認知度を上げることで、新卒採用に向けた高校や大学との連携を強化してまいります。中途採用に関しても、複数の転職エージェントとの連携を強化し、積極的に優秀な人材の採用に努めてまいります。これら採用活動とともに、人材の定着化を図るために、新入社員とは、定期的な面談を実施し、彼らの持つ課題や意見を抽出し、早期解決に取り組みます。また、成果に応じた適切な人材評価制度と給与体系を構築することで、評価制度の見える化を推進してまいります。これらに加えて、労働時間のモニタリングを強化することで、時間外労働を削減し、ワークライフバランスの実現を図ります。

人材の育成及び技能の伝承に関しては、現場技術者の教育訓練を強化するために社内教育機関として「岐阜造園アカデミー」を設置しております。「岐阜造園アカデミー」では、月に1回以上開催する講習会や講習会の模様を撮影した動画作成を行っております。これにより、人材育成を加速させ、多くの現場経験を積むことで技能を伝承してまいります。また、造園・土木施工管理技能士、造園技能士、樹木医等の資格取得についても重要な方針としております。

②営業エリアの拡大

事業規模の拡大に向けては、現在の商圏にとどまることなく、営業エリアの拡大を通じて新規顧客を開拓することが不可欠であると認識しております。現在、東京・大阪・名古屋の三大都市圏を拠点とし、その近郊地域にも受注活動を展開しておりますが、今後の具体的なエリア戦略として、東京・大阪・名古屋に次ぐ主要商業都市である福岡への営業拠点開設を視野に入れ、四大都市を中心とした営業基盤の強化を図ってまいります。これにより、持続的な事業規模の拡大を目指してまいります。また、営業エリア拡大に加え、同業他社や異業種を対象としたM&Aの実施、並びに相乗効果が期待できる企業との事業提携など、戦略的アライアンスの推進にも積極的に取り組んでまいります。

③内部管理体制の強化

経営環境の変化に適応しつつ、更なる事業拡大を推進し企業価値を向上させるためには、内部管理体制の強化を通じた業務の標準化と効率化が重要な課題であると認識しております。当社では、社内における情報共有を目的としたITインフラを構築し、一定規模の受注案件に関する情報共有や拠点間における情報交換、他部門との情報共有などに関しては、定期的な会議体を設置し、早期の問題解決、業務改善につなげてまいります。また、社外との情報共有としては、お客様評価アンケートを実施してまいります。お客様評価アンケートの回答を解析することにより、継続的な受注の獲得やクレームの事前察知に役立ててまいります。

④ITの導入

企業価値の向上のためには、業務をより効率的に行うことが必須となります。当社グループは、業務を効率化するためには、ITを活用した業務システムを構築することが必要と考えております。当社においては、全社基幹システムを導入することで、バックオフィス業務を効率化すると共に業績の見える化を目指します。また、同時にIT全般のセキュリティー確保、保存文書のペーパーレス化、生成AIの活用による業務の効率化を実施してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年9月30日現在)

事業区分	事業内容
ガーデンエクステリア	住宅団地の公共緑地及び戸建住宅の庭園・外構工事の設計・施工及びメンテナンス
ランドスケープ	公共施設や商業施設等の造園緑化工事の設計・施工及びメンテナンス

(6) 主要な営業所 (2024年9月30日現在)

①当社

本社	岐阜県岐阜市
東京支店	東京都千代田区
名古屋支店	愛知県名古屋市
長久手営業所 (パインズ長久手)	愛知県長久手市
大阪営業所	大阪府大阪市

②子会社

株式会社景匠館	本社 (大阪府大阪市)
---------	-------------

(7) **使用人の状況** (2024年9月30日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
152名(4名)	18名増(-)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループは造園緑化事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
129名(4名)	16名増(-)	42.1歳	7.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2024年9月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社十六銀行	223,320千円
株式会社池田泉州銀行	3,352

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年9月30日現在)

- ①発行可能株式総数 8,000,000株
- ②発行済株式の総数 3,242,600株
- ③株主数 1,168名
- ④大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
積水ハウス株式会社	655,500株	20.2%
合同会社小栗達弘オフィス	460,400	14.2
小栗洋行	314,680	9.7
岐阜造園社員持株会	162,200	5.0
小栗博文	110,000	3.3
小栗栄一	108,900	3.3
大橋美智子	104,400	3.2
林勝美	104,300	3.2
岡崎衛	88,000	2.7
小栗勝郎	76,560	2.3

- (注) 1. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は38,000株増加しております。
2. 当社は自己株式387株を保有しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

①事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発行決議日		2019年12月26日
新株予約権の数		100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり156,200円 (1株当たり781円)
権利行使期間		2022年2月26日から 2028年1月31日まで
行使の条件		(注)
役員 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 2人

(注) 新株予約権の行使条件

1. 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は使用人たる地位を有することを要するものとする。但し、任期満了に伴う退任、定年退職等の正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 当社は、2021年6月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

①取締役及び監査役の状況 (2024年9月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	小 栗 達 弘	株式会社景匠館 取締役
代 表 取 締 役 社 長	山 田 準	
常 務 取 締 役	小 栗 栄 一	名古屋支店長中部地区担当
取 締 役	舟 橋 恵 一	特命担当
取 締 役	茨 宣 晴	大阪営業所長関西地区担当
取 締 役	兼 松 正 道	管理部長
取 締 役	佐 藤 雅 大	東京支店長関東地区担当
取 締 役	山 本 秀 樹	公認会計士山本秀樹事務所 所長 株式会社アルファコンサルティング 代表取締役 アルファ税理士法人 代表社員 中央発條株式会社 社外監査役
取 締 役	横 井 良 栄	よこいよしえ社会保険労務士事務所 代表 ポパール興業株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	井 川 智 康	株式会社景匠館 監査役
監 査 役	加 藤 孝 浩	加藤孝浩会計事務所 所長 クローバー・ブレイン株式会社 代表取締役 株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング 社外監査役
監 査 役	川 島 典 子	川島典子司法書士事務所 所長
監 査 役	小 松 慶 子	弁護士法人三浦法律事務所 パートナー弁護士 株式会社ブイキューブ社外取締役 (監査等委員) セイノーホールディングス株式会社社外取締役 (監 査等委員)

- (注) 1. 取締役山本秀樹氏及び取締役横井良栄氏は、社外取締役であります。
2. 監査役加藤孝浩氏、監査役川島典子氏及び監査役小松慶子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役加藤孝浩氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役小松慶子氏の戸籍上の氏名は市橋慶子氏であります。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低限度額となっております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。

③取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の報酬等に関する決定方針

当社は、2022年12月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に関しては、事前に構成員の過半数を独立役員とする任意の指名・報酬委員会への諮問を行い、答申を受けております。また、取締役会において当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容について、報酬等の内容が当該決定方針と整合したものであること、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることから、当該方針に沿うものであると決議しております。

・基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を動機付けるものであること、優秀な人材の確保に資するものであることに加え、透明性・客観性の高い報酬制度とすることを基本方針とする。当社の取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬である賞与、退職慰労金、ストック・オプションに関する報酬で構成されており、個々の報酬の額は、各職責と業績等に対する貢献度に基づき、同規模又は同業種の企業と比較の上、当社の業績に見合った水準とすることを基本方針とする。当社の社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成する。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任期間に応じて、当社の業績、従業員の給与の水準も考慮しながら、構成員の過半数を独立役員とする任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により決定するものとする。

・業績連動報酬である賞与の額の決定に関する方針

業績連動報酬としての賞与の額は、各期の連結経常利益を算定指標とし、連結経常利益の目標額（単年度事業計画の値）に対する実績に応じて決定した係数を、役位ごとに設定する業績連動報酬基準額に乗じて算出する。連結経常利益を算定指標とする理由は、連結経常利益が支給対象年度における当社グループの臨時的な利益や損失を排除した利益指標であり、当社グループの経営成績を適切に示すからであります。賞与の額は、構成員の過半数を独立役員とする任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により決定するものとし、事業年度終了後、一定の時期に一括して支給する。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、連結経常利益450,000千円でありましたが、実績は、455,947千円であります。

・退職慰労金に関する方針

退職慰労金に関しては、株主総会の決議をもって、役員退職慰労金規程に定める算定基準により、役位、職責、在任期間等を勘案し業績等を考慮のうえ、構成員の過半数を独立役員とする任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会が個別の支給額を決定するものとする。退職慰労金は、役員退任後に支給する。

・ストック・オプション報酬に関する方針

ストック・オプション報酬に関しては、個人別の付与数及び付与時期等を、その公正価格や基本報酬の程度、各取締役（社外取締役を除く）の貢献度を勘案し、構成員の過半数を独立役員とする任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により決定するものとする。

・基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の報酬等の種類別の割合については、当社の企業価値の向上に資するインセンティブとして適切な割合となるよう、当社と同規模又は同業種の企業の水準等を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の割合が高まる構成とし、構成員の過半数を独立役員とする任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により、当該割合の範囲内において各取締役の報酬等の内容を決定するものとする。

・ 監査役の報酬に関する基本方針

監査役に関する報酬は監査役の協議により、個人配分を決議しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2016年5月31日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は1名）です。また、2019年12月26日開催の定時株主総会において、当該報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）のストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬限度額を年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。監査役の報酬限度額は、2016年5月31日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)					対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	ストック・ オプション	退職慰労金	その他	
取締役 (うち社外取締役)	72,219 (5,280)	66,030 (5,280)	1,500	－	4,689	－	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	12,060 (7,920)	11,280 (7,920)	－	－	280	500	4 (3)
合計 (うち社外役員)	84,279 (13,200)	77,310 (13,200)	1,500	－	4,969	500	14 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 退職慰労金は、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。
 3. 取締役の員数は11名ですが、無支給者が1名いるため支給員数と相違しております。
 4. 監査役の「その他」の金額は、監査役1名に支給した賞与の額であります。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役山本秀樹氏は、公認会計士山本秀樹事務所所長、株式会社アルファコンサルティング代表取締役、アルファ税理士法人代表社員及び中央発條株式会社社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役横井良栄氏は、よこいよしえ社会保険労務士事務所代表及びポパール興業株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役加藤孝浩氏は、加藤孝浩会計事務所所長、クローバー・ブレイン株式会社代表取締役及び株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役川島典子氏は、川島典子司法書士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役小松慶子氏は、弁護士法人三浦法律事務所パートナー弁護士、株式会社ブイキューブ社外取締役（監査等委員）、セイノーホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	山本秀樹	当事業年度に開催された取締役会14回中13回に出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。特に財務・会計等の専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の選任や役員報酬等について審議し取締役会に答申・助言するにあたり、重要な役割を果たしております。
取 締 役	横井良栄	当事業年度に開催された取締役会14回中14回に出席し、社会保険労務士としての専門的見地から適宜発言を行っております。特に法令・労基法等の専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長を務め、取締役の選任や役員報酬等について審議の中心となり、取締役会に答申・助言するにあたり、特に重要な役割を果たしております。
監 査 役	加藤孝浩	当事業年度に開催された取締役会14回中14回、監査役会14回中14回にそれぞれ出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の選任や役員報酬等について審議し取締役会に答申・助言するにあたり、重要な役割を果たしております。
監 査 役	川島典子	当事業年度に開催された取締役会14回中14回、監査役会14回中14回にそれぞれ出席し、司法書士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の選任や役員報酬等について審議し取締役会に答申・助言するにあたり、重要な役割を果たしております。
監 査 役	小松慶子	当事業年度に開催された取締役会14回中14回、監査役会14回中14回にそれぞれ出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の選任や役員報酬等について審議し取締役会に答申・助言するにあたり、重要な役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は「内部統制システム構築に関する基本方針」を取締役会で決議し、業務の有効性、効率性及び適正性を確保する体制を整備・運用しております。概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会の監督機能と監査役の監査機能により、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ・取締役は相互に職務の執行を監督し、他の取締役の法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する。
- ・法令違反又はコンプライアンスの懸念事象を予防及び発見するため、通報制度を「内部通報規程」に基づき運営する。
- ・内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役に報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の業務の執行に係る重要な情報は文書又は電磁的媒体に記録し、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧できるように適切に保存する。
- ・保存又は管理する電磁的記録については、セキュリティを確保し、情報の毀損や流出を防止する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理の統括部署として、管理部経営企画課を主幹部署と定め、全社的なリスク管理体制を確立する。また、「リスク管理規程」に従い、当社のリスクを適切に評価するとともに、リスクをコントロールする継続的活動を推進する。
- ・基幹システムについては、大規模災害又は障害が発生した際に情報システムの継続的運用を確保するため、バックアップを整備する。
- ・不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長の指示の下、損失の低減と早期の正常化を図る。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会を月1回定期的に開催する他、必要に応じ開催し、適正で効率的な意思決定を行う。
 - ・業務分掌規程及び職務権限規程により、職務執行に係る権限・責任を明確にする。
- ⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社の経営管理は、当該企業の自主性を尊重しつつも、「関係会社管理規程」に基づき、当社に対する事業内容の定期的な報告と重要案件の協議・決裁を通じて行う。
 - ・内部監査部門は、社内規程に基づき子会社の経営全般に関する管理運営状況、業務執行状況を監査し、業務の正確性及び信頼性を確保する。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めてきたときは、監査役の意見、関係者の意見を十分考慮して、適切な使用人を配置するものとする。
 - ・監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に従いその職務を行う。また、当該使用人の任命、解任、懲戒、評価については、監査役の事前の同意を要する。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ・取締役は、監査役に対し、法令に違反する事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項について速やかに報告する。
 - ・使用人は、監査役にコンプライアンスに関する報告・相談を直接行うことができる。
 - ・当社は、上記報告・相談を行った使用人等に対し、監査役に相談・通報したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行わない。
 - ・内部監査、内部通報及び各委員会の内容を、速やかに監査役に報告する。
 - ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、業務執行状況等について速やかに報告する。
 - ・重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、監査役は取締役会に出席するとともに、稟議書等重要な決裁案件の回付を受ける。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識し、その実効性を確保するために必要な環境の整備を行う。
 - ・監査役は、各部門に対して、随時、必要に応じ監査への協力を求めることができる。
 - ・監査役は、内部監査部門及び会計監査人と定期的に意見交換を行う。

⑨反社会的勢力の排除に関する体制

- ・役員及び使用人は、いかなる場合においても反社会的勢力等との接点を持たないよう努める。
- ・反社会的勢力に関する属性確認は、「反社会的勢力排除規程」等に基づいて行う。
- ・暴力追放推進センター及び県警等からの情報収集に努め、有事の際には連携して対応にあたる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンスに関する取組

- ・当社では、原則として毎月1回、取締役、常勤監査役、部門長で構成されるコンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンスの推進に関する基本方針、重要事項等を審議しております。
- ・内部通報規程に基づき社外に内部通報窓口を設置し、社員等からの違反行為等に関する通報又は相談を受け付けております。内部通報窓口にて受け付けられた通報又は相談については、管理部担当役員にて調査がなされ、違法行為等が明らかとなった場合には社長に報告し、コンプライアンス是正のための措置を講じております。
- ・内部監査部門は監査計画を作成し、日常業務が法令及び定款に適合し、かつ社内規程に則り適正に運営されているか監査を実施しております。監査の結果は社長に報告がなされ、必要となる対策を実施しております。

②リスク管理体制の強化

- ・管理部経営企画課は、各部門のリスク管理状況について監査を行い、リスク管理方法に問題がある場合には管理責任者への報告を行います。また、管理責任者は問題についての改善を実施しております。

③企業グループにおける業務の適正の確保

- ・子会社の重要事項を決定する場合には、関連する当社の管轄役員及び本部長を交えた合議制とする運用を行っております。
- ・内部監査部門による子会社監査を年1回以上行っております。

④監査役の監査体制

- ・常勤監査役は、取締役会のみならず、重要な会議体に参加し、当社の業務執行に関する重要な情報を逐次、監査役に報告しております。

連結貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,437,601	流 動 負 債	1,219,698
現金及び預金	2,447,632	支払手形・工事未払金	508,359
受取手形・完成工事未収入金	846,758	短期借入金	200,000
未成工事支出金	11,022	1年内返済予定の長期借入金	15,020
販売用不動産	71,607	未払法人税等	107,202
その他	63,895	未成工事受入金	103,040
貸倒引当金	△3,315	賞与引当金	44,070
		完成工事補償引当金	11,530
固 定 資 産	1,856,529	その他	230,474
有形固定資産	1,422,530	固 定 負 債	253,806
建物及び構築物	461,328	長期借入金	11,652
土地	938,169	役員退職慰労引当金	204,134
その他	23,032	退職給付に係る負債	37,560
		その他	460
無形固定資産	14,423	負 債 合 計	1,473,505
投資その他の資産	419,575	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	163,466	株 主 資 本	3,766,503
繰延税金資産	63,100	資 本 金	412,032
保険積立金	123,446	資 本 剰 余 金	353,331
その他	76,280	利 益 剰 余 金	3,001,421
貸倒引当金	△6,719	自 己 株 式	△282
資 産 合 計	5,294,131	その他の包括利益累計額	53,251
		その他有価証券評価差額金	53,251
		新 株 予 約 権	871
		純 資 産 合 計	3,820,625
		負 債 純 資 産 合 計	5,294,131

連結損益計算書

(自 2023年10月1日)
(至 2024年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		5,198,677
売上原価		3,692,100
売上総利益		1,506,576
販売費及び一般管理費		1,059,358
営業利益		447,218
営業外収益		
受取配当金	5,628	
受取地代家賃	8,748	
受取保険金	2,594	
その他	1,426	18,397
営業外費用		
支払利息	856	
不動産賃貸費用	7,684	
その他	1,126	9,668
経常利益		455,947
税金等調整前当期純利益		455,947
法人税、住民税及び事業税	147,072	
法人税等調整額	△31,589	115,482
当期純利益		340,464
親会社株主に帰属する当期純利益		340,464

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年10月1日)
(至 2024年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	396,817	338,116	2,741,407	△243	3,476,098
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)	15,215	15,215			30,430
剰 余 金 の 配 当			△80,450		△80,450
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			340,464		340,464
自 己 株 式 の 取 得				△39	△39
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	15,215	15,215	260,014	△39	290,405
当 期 末 残 高	412,032	353,331	3,001,421	△282	3,766,503

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	48,820	48,820	1,624	3,526,542
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)				30,430
剰 余 金 の 配 当				△80,450
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益				340,464
自 己 株 式 の 取 得				△39
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	4,430	4,430	△752	3,678
当 期 変 動 額 合 計	4,430	4,430	△752	294,083
当 期 末 残 高	53,251	53,251	871	3,820,625

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	1社
主要な連結子会社の名称	株式会社景匠館

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数	1社
主要な持分法適用の関連会社の名称	株式会社晃連

持分法適用会社の事業年度は、連結会計年度と異なりますが、持分法適用会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

販売用不動産及び未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7年～45年

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 完成工事補償引当金

完成工事に対する瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績割合に基づく見積額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

工事契約について、一定の期間にわたり充足される履行義務として充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。ただし、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

【会計上の見積りに関する注記】

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による収益認識

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度における一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による完成工事高は1,436,687千円であります。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事契約に関しては、一定の期間にわたり充足される履行義務として充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法を採用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りにあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び期末時点における工事進捗度を計算する必要があり、それらを算出するには、見積りによる仮定を前提とする必要があります。また、建設資材や労務単価等の価格変動、工事契約の改訂等、事前予測が困難な事象が工事着工後に発生する場合には、その仮定に不確実性を与えることがあります。そのため、それらの予測できない事象が発生した場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	286,226千円
土地	314,665
計	600,891

(2) 担保に係る債務

短期借入金	200,000千円
1年内返済予定の長期借入金	5,012
計	205,012

2. 有形固定資産の減価償却累計額

279,433千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,204,600	38,000	－	3,242,600
合計	3,204,600	38,000	－	3,242,600
自己株式				
普通株式	362	25	－	387
合計	362	25	－	387

(注) 1. 発行済株式の総数の増加は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年12月26日 定時株主総会	普通株式	32,042	10	2023年9月30日	2023年12月27日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	48,408	15	2024年3月31日	2024年6月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	48,633	15	2024年9月30日	2024年12月26日

3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 35,000株

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については、経営計画及び資金繰りを考慮し、必要な資金を銀行借入等により調達する場合があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式等及び投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後3年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においては、当社の監視のもと、同様の管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
投資有価証券 (※2)	158,476	158,476	—
資産計	158,476	158,476	—

- (※1) 現金については、記載を省略しております。預金、受取手形、完成工事未収入金、支払手形、工事未払金、短期借入金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、長期借入金については、重要性が乏しいため記載を省略しております。
- (※2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」に含まれておりません。当該金融資産の連結貸借対照表計上額は4,990千円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	149,019	—	—	149,019
投資信託	—	9,457	—	9,457

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、投資信託は公表された基準価額を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	区分		合計
	ガーデンエクステリア	ランドスケープ	
一時点で移転される財	472,457	394,162	866,619
一定の期間にわたり移転される財	2,427,814	1,904,242	4,332,057
顧客との契約から生じる収益	2,900,272	2,298,404	5,198,677
外部顧客への売上高	2,900,272	2,298,404	5,198,677

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	565,027千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	392,494
契約資産(期首残高)	342,004
契約資産(期末残高)	454,264
契約負債(期首残高)	34,697
契約負債(期末残高)	103,040

契約資産は、顧客との工事契約について期末時点における充足した履行義務に基づき認識した収益のうち未請求の対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事契約に関する対価は、個々の支払条件に従い、受領しております。契約負債は、顧客との工事契約について、履行義務を充足する前に顧客から、支払条件に基づき受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は25,439千円であります。

なお、当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動や、過去の期間に充足した履行義務から当期に認識した収益に重要な事項はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足の残存履行義務は、当連結会計年度末において2,059,155千円であります。当該履行義務は、主として工事契約に係るものであり、工事の進捗に応じて概ね3年以内に完成工事高として認識されると見込んでおります。

【1 株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	1,178円13銭
1株当たり当期純利益	105円84銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	104円76銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,932,509	流動負債	1,070,759
現金及び預金	2,089,890	支払手形	89,140
受取手形	70,462	工事未払金	347,143
完成工事未入金	630,622	短期借入金	200,000
未成工事支出金	11,017	1年内返済予定の長期借入金	1,660
販売用不動産	71,607	未払金	76,310
原材料及び貯蔵品	17,141	未払費用	74,423
前払費用	7,966	未払法人税等	99,701
その他の	37,050	未成工事受入金	81,808
貸倒引当金	△3,250	前受り金	14,089
固定資産	1,875,777	前受り益	2,530
有形固定資産	1,368,275	前受り引当金	793
建物	402,627	賞与引当金	33,720
構築物	45,791	完成工事補償引当金	8,612
機械及び装置	0	その他の	40,826
車両運搬具	7,029	固定負債	191,574
工具、器具及び備品	14,336	退職給付引当金	37,560
土地	898,489	役員退職慰労引当金	153,554
無形固定資産	12,254	その他の	460
ソフトウェア	1,979	負債合計	1,262,334
その他の	10,275	(純資産の部)	
投資その他の資産	495,247	株主資本	3,501,577
投資有価証券	138,082	資本金	412,032
関係会社株式	129,441	資本剰余金	353,331
出資金	30	資本準備金	353,331
破産更生債権等	5,139	利益剰余金	2,736,495
長期前払費用	4,533	利益準備金	12,876
繰延税金資産	47,059	その他利益剰余金	2,723,619
保険積立金	123,446	別途積立金	960,000
その他の	52,654	繰越利益剰余金	1,763,619
貸倒引当金	△5,139	自己株式	△282
資産合計	4,808,287	評価・換算差額等	43,505
		その他有価証券評価差額金	43,505
		新株予約権	871
		純資産合計	3,545,953
		負債純資産合計	4,808,287

損 益 計 算 書

(自 2023年10月 1 日)
(至 2024年 9 月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,257,145
売 上 原 価		2,993,522
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,263,622
営 業 利 益		848,688
営 業 外 収 益		414,933
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,849	
受 取 地 代 家 賃	8,748	
受 取 保 険 金	2,594	
そ の 他	1,406	17,599
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	695	
不 動 産 賃 貸 費 用	7,684	
そ の 他	162	8,542
経 常 利 益		423,990
税 引 前 当 期 純 利 益		423,990
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	136,825	
法 人 税 等 調 整 額	△16,556	120,268
当 期 純 利 益		303,721

株主資本等変動計算書

(自 2023年10月1日)
(至 2024年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			自 己 式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利 益 準備金	その他利益剰余金 別 途 積立金	繰越利益剰余金			利益剰余金合計
当 期 首 残 高	396,817	338,116	338,116	12,876	960,000	1,540,348	2,513,224	△243	3,247,915
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	15,215	15,215	15,215						30,430
剰 余 金 の 配 当						△80,450	△80,450		△80,450
当 期 純 利 益						303,721	303,721		303,721
自 己 株 式 の 取 得								△39	△39
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計	15,215	15,215	15,215	-	-	223,270	223,270	△39	253,661
当 期 末 残 高	412,032	353,331	353,331	12,876	960,000	1,763,619	2,736,495	△282	3,501,577

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	40,878	40,878	1,624	3,290,417
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				30,430
剰 余 金 の 配 当				△80,450
当 期 純 利 益				303,721
自 己 株 式 の 取 得				△39
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	2,626	2,626	△752	1,874
当 期 変 動 額 合 計	2,626	2,626	△752	255,536
当 期 末 残 高	43,505	43,505	871	3,545,953

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(3) 棚卸資産

販売用不動産及び未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料

主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～39年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事に対する瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績割合に基づく見積額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額から、中小企業退職金共済制度における給付相当額を控除した額を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

工事契約について、一定の期間にわたり充足される履行義務として充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。ただし、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

【会計上の見積りに関する注記】

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度における一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による完成工事高は1,186,148千円
であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表【会計上の見積りに関する注記】一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による収益
認識に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	279,754千円
土地	274,985
計	554,740

(2) 担保に係る債務

短期借入金	200,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,660
計	201,660

2. 有形固定資産の減価償却累計額 257,236千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	134,424千円
短期金銭債務	17,580

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,417,392千円
仕入高	47,281
販売費及び一般管理費	1,200
営業取引以外の取引高	6,552

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 387株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	11,238千円
役員退職慰労引当金	45,943
投資有価証券評価損	15,133
減損損失	35,925
その他	43,197
繰延税金資産小計	151,438
評価性引当額	△101,168
繰延税金資産合計	50,269
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,210
繰延税金負債合計	△3,210
繰延税金資産の純額	47,059

【関連当事者との取引に関する注記】

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他 の係 社 会	積水ハウス 株式会 社	被所有 直接 20.2%	造園工事に 関する業 務受託の 関係	造園工 事の受 注	1,417,392	完成工事 未収入金	134,424
						未成工事 受入金	1,760
						その他 流動負債	12,113

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 造園工事の受注に関しては、一般的取引条件等と同様に決定しております。

【収益認識に関する注記】

連結注記表【収益認識に関する注記】に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	1,093円41銭
1株当たり当期純利益	94円42銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	93円46銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月21日

株式会社岐阜造園
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 浅井 明 紀 子

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 石 原 由 寛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岐阜造園の2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岐阜造園及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月21日

株式会社岐阜造園
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 浅井 明 紀 子

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 石 原 由 寛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岐阜造園の2023年10月1日から2024年9月30日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月25日

株式会社岐阜造園 監査役会

常勤監査役 井川 智 康 ⑩

社外監査役 加藤 孝 浩 ⑩

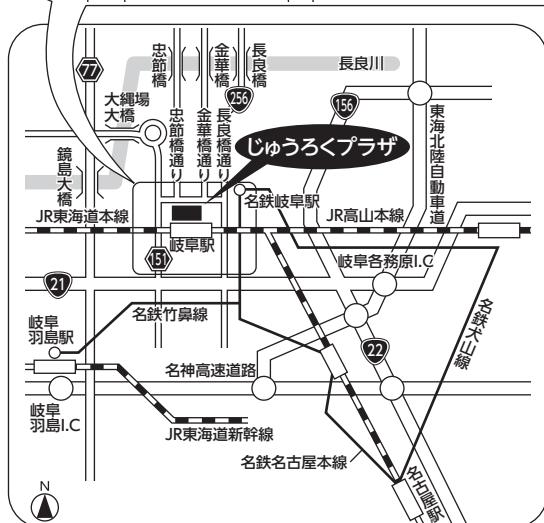
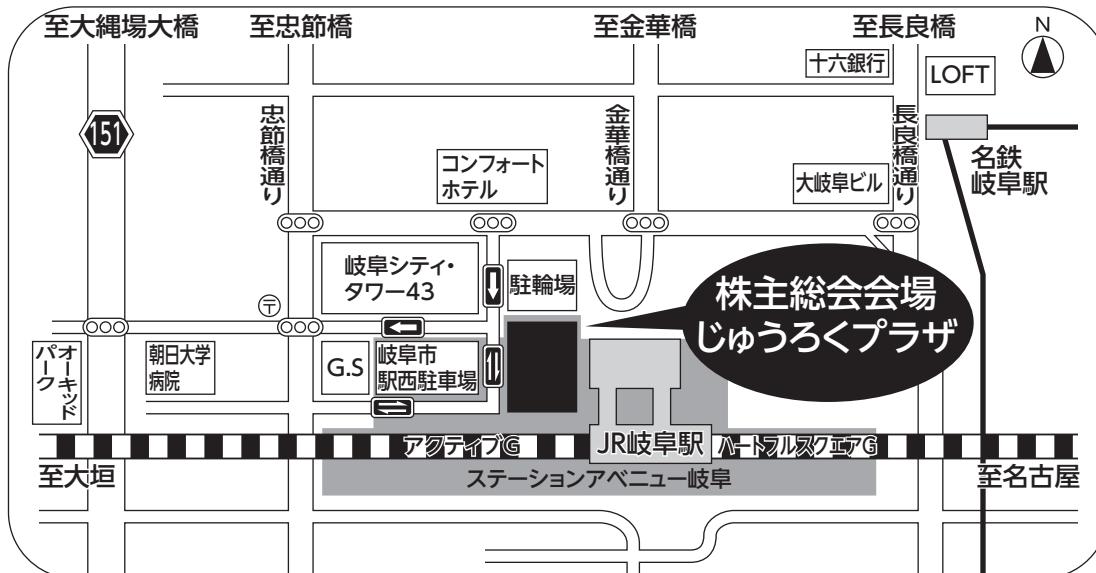
社外監査役 川島 典子 ⑩

社外監査役 小松 慶子 ⑩

以 上

株主総会会場ご案内図

〈会場〉じゅうろくプラザ 5階 中会議室1
 岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11
 T E L . (058) 262-0150(代)



[交通機関のご案内]

- JR岐阜駅より 徒歩/約2分
- 名鉄岐阜駅より..... 徒歩/約7分
- 岐阜各務原I.Cより約10km 車/約15分
- 岐阜羽島I.Cより約15km 車/約20分

[駐車場のご案内]

- ※じゅうろくプラザ駐車場は有料です。ご了承ください。
- 会場周辺は禁煙地域となっております。

